

成年後見制度の利用を社労士と一緒に考えてみませんか？

こんなことでお困りではございませんか？

☑ 最近物忘れが多く
お金の管理が心配



☑ 頼れる親族が
おらず老後が心配



☑ 障がいのある
子どもの将来が心配



成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、助けが必要な人たちは、自分のお金やものを守るのが難しいことがあります。そんな人達を守るために、「成年後見制度（せいねんこうけんせいど）」があります。この制度は、助けてくれる人を選んで、その人が大事なお金や権利を守るものです。これによって、助けが必要な人たちが自分の意見を大事にしなが、安心して生活できるようになります。



成年後見制度

法定後見

判断能力がすでに低下し、支援が必要な場合、家庭裁判所が判断能力に応じて成年後見人等を選任し、支援が受けられる制度

任意後見

判断能力が十分なうちに、将来判断能力が低下した場合に備え、自身が選んだ人と契約を結んでおく制度

後見

判断能力が著しく低下しており財産管理等に関して、誰かにやってもらう必要がある方

保佐

日常的な買い物などは出来るが重要な財産管理は誰かにやってもらう必要がある方

補助

財産管理は概ね自分でできるが判断能力に不安があり、誰かの手助けが必要な方



1人で抱え込まず専門家に相談してみませんか？

社労士は年金に関する専門知識を持っており、幅広い知見を生かして支援が必要な方々をサポートすることができます。社労士と一緒に成年後見について考えてみませんか。

全国社会保険労務士会連合会のHPから、お近くの社労士成年後見センターをお調べいただけます。詳しくはこちらの二次元コードをご参照ください →
<https://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/262/Default.aspx>



手続きの流れ

法定後見の場合

家庭裁判所での審判や登記が必要

申立て

ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ申し立て。

申立人は本人、配偶者、子、親、兄弟、4親等以内の親族など。

調査

家庭裁判所が申立人、ご本人、成年後見人候補者から事情を聴き、本人の後見を開始する必要があるかどうか審査。

審判

裁判官が後見開始の審判を行う。この家庭裁判所の決定は、本人・後見人に通知。

確定

後見人が審判書を受領してから2週間経過後、審判が確定し、法務局に登記。

法定後見スタート

費用は申立手数料、診断書作成費用等で、20,000～30,000円くらいです。裁判所の指示により、ご本人の判断能力の鑑定を行う場合は別途30,000～100,000円程必要になります。

任意後見の場合

制度の利用には、公正証書の作成が必要

準備

ご本人と任意後見者との話し合いにより、委任内容を決定。



登記

公証役場にてご本人と任意後見受任者が公正証書を作成。

法務局が公証人からの嘱託により公正証書の内容を登記。

本人の判断能力の低下

申立て

任意後見監督人選任の審判申立てを行うと、審判が開始され、確定し、家庭裁判所からの嘱託により任意後見人の登記。

任意後見スタート

費用は公正証書作成手数料、収入印紙代、登記の嘱託手数料等で20,000～25,000円程度です。また、任意後見監督人の選任申し立てに係る手数料、郵便切手、診断書作成等で15,000円程度必要になります。

自治体によって、補助金を準備しているところもございます。
1人で抱え込まず一度社労士に相談してみてもはいかがでしょうか。

お問い合わせ

一般社団法人 社労士成年後見センター岡山

〒700-0164

岡山市北区野田屋町2丁目11番13号 旧岡山おば生命ビル7F

TEL:086-201-0270 FAX:086-226-0180